

鳥取市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第11号

鳥取市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市職員給与条例施行規則（昭和26年鳥取市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「年額130万円以上」の次に「(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)」を、「月額108,334円程度以上」の次に「(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、月額125,000円程度以上)」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。